



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

所在地 大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番 23 号  
会社名 フジ住宅株式会社  
代表者名 代表取締役社長 今井光郎  
(コード番号 8860 東証・大証第一部)  
問合せ先 常務取締役 山田正明  
( TEL 072-437-9010 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月24日開催予定の第36回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- ( 1 ) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条につきまして事業目的を追加するものです。
- ( 2 ) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものです。  
なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。
- ( 3 ) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 23 条に役付取締役として新たに取締役副会長を追加するものです。

#### 2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 分譲住宅、マンションの販売、管理および賃借 2. 建築、土木工事の設計、監理および請負 3. 宅地建物取引業 4. 不動産の売買、仲介、 <u>管理</u> 、賃借および鑑定	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 分譲住宅、マンションの販売、管理および賃借 2. <u>建物の建築、増改築、建替え、リフォームならびに土木工事の設計、施工、</u> 監理および請負 3. 宅地建物取引業 4. 不動産の売買、仲介、 <u>賃借借、管理</u>

<p>5 .個人および法人の資産運用および管理に関するコンサルティング業務</p> <p>6 . 金銭の貸付ならびに債務の保証</p> <p>7 . 損害保険代理店業務</p> <p>8 . 生命保険の募集に関する業務</p> <p>9 . レストラン、ホテル、ゴルフ場、スポーツ施設、文化施設および駐車場の経営</p> <p>10 . 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>および鑑定</p> <p>5 .個人および法人の資産運用および管理に関するコンサルティング業務</p> <p>6 . 金銭の貸付ならびに債務の保証</p> <p>7 . 損害保険代理店業務</p> <p>8 . 生命保険の募集に関する業務</p> <p>9 . レストラン、ホテル、ゴルフ場、スポーツ施設、文化施設および駐車場の経営</p> <p>10 . 前各号に附帯関連する一切の業務</p>
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は100株とする。  <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。  (削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2 . 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3 . 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4 . 次条に定める請求をする権利</li> </ol>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2 . 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3 . 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4 . 次条に定める請求をする権利</li> </ol>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを広告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを広告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条～第39条 (現行どおり)</p>
--	---

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年6月24日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成21年6月24日(予定)